

議案第20号

沼田市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について

沼田市水道事業給水条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月27日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(沼田市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 沼田市水道事業給水条例（平成10年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項及び第5項中「第4条」を「第6条」に改める。

第32条第1項第1号を次のように改める。

(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料

1件につき 1万円

第32条第1項中第7号を第9号とし、第2号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料

1件につき 1万円

(3) 指定給水装置工事事業者証再交付手数料

1件につき 2,500円

第35条第1項中「第4条」を「第6条」に改める。

(沼田市簡易水道事業給水条例の一部改正)

第2条 沼田市簡易水道事業給水条例（昭和50年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第31条中「市長は、」の次に「水の供給を受ける者の」を加え、「第4条に定める」を「第6条に規定する給水装置の構造及び材質の」に改め、「適合していないときは、」の次に「その者の」を加え、「使用中の給水装置の構造及び材質が同条に定める」を「その者が給水装置をその」に改め、「適合しなくなったときは、」を削り、「までの間、」の次に「その者に対する」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。